



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



今年1月以降、生命保険の契約者変更は税務署が全て把握

平成30年1月以降の生命保険の契約者変更は税務署に全て把握されています。これは、平成27年度税制改正において保険に関する調書制度の見直しが行われ、「保険会社は、保険契約者の死亡により契約者の変更が行われた場合や生命保険契約等の一時金の支払いが行われた場合には、契約変更等の情報を記載した調書を作成し税務署に提出すること」とされたためです。この改正は、今年1月1日以後の契約者変更について適用されます。

保険金が支払われれば保険会社から税務署に支払調書が提出されますが、これまでは契約者変更だけでは支払調書は発生せず、納税者自ら申告しない限り税務署が契約者変更の事実の把握はできませんでした。

例えば、親が契約者、子が被保険者というケースや、子が契約者及び被保険者で親が保険料負担者というケースでは、親が死亡しても保険金は支払われませんが、解約返戻金等相当額が「生命保険契約に関する権利」として相続財産やみなし相続財産となり相続税の課税対象となります。しかし、保険金が支払われないことから申告漏れが多く、保険会社から支払調書が提出されないため国税当局による把握も難しくなっていました。

また、生命保険の契約者と被保険者が異なるケースで契約者が死亡した場合、保険契約は相続人等に引き継がれて継続することになりますが、継続後に、保険事故が発生して保険金が支払われた場合、保険金受取人は保険金から自分が支払った保険料を差し引いて所得計算することになりますが、その際、契約変更前の契約者が支払った保険料も経費に含めてしまうケースが少なくなかったそうです。

契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありませんが、ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。つまり、本来であれば、契約者変更の時点で解約返戻金相当額が贈与税の対象となりますが、それを、きちんと申告しているケースは稀だったということです。

こうしたことから、平成27年度税制改正で支払調書制度が見直され、平成30年1月以降の契約者変更については支払調書の対象となり、当局による把握が可能となったわけです。契約者変更を前提に保険加入したケースなどは課税関係を十分確認しておく必要があります。